

御日待の変遷について

—大分市賀来家舗地区・廻栖野地区の場合—

江後 迪子・後藤 重巳*

O-hi-machi, an Annual Event

-In case of kaku - Yashiki and Megusuno, Oita city-

MICHIKO EGO • SHIGEMI GOTO

The oldest record of O-hi-machi event is of the Genroku-Age, and that event is supposed to have been carried out throughout the country. In this report, records O-hi-machi event, which have been transmitted since 1751 (Horeki Age) are investigated, and the aspect of the local culture is considered.

As for season, among the 113 records of Ohimachi event before 1909 (Meiji 42), and about half of them (60 times) were carried out in October (the Inner calender).

The contents of the records are the participants, the share of the work, purchased articles, the income and the expenditure.

The articles are ; oil, paper, burdock, vinegar miso (bean paste), Tofu (bean curd), soy sauce Konnyaku jelly, sake, and etc. The items had scarcely been changed till 1856 (Ansei 3).

Since the Meiji era, fish or sweets had appered and, moreover, entertainers were invited in some years. As people were forced to live frugally, the brightness of those occasional events in a rural community could be guessed.

御日待講の行事は古くは元禄時代に既に記録が見え、¹⁾全国的に実施されていた行事のひとつである。今回、大分市賀来の屋舗地区および大分郡野津原町廻栖野安友地区に伝わる御日待講について麻生家・利光家に伝わる文書の内容について検討し、地域文化の様相について考察を加える。

簡単に書誌を記すと以下のごとくである。

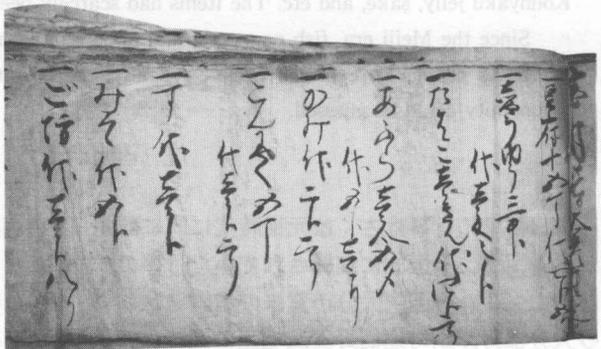
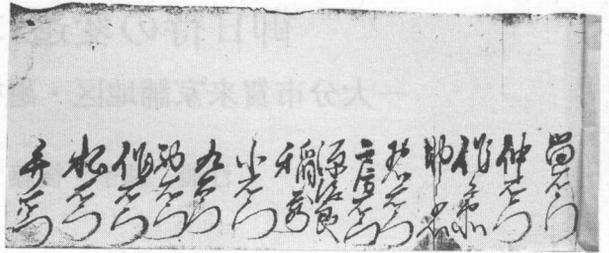
麻生家の史料は本文表紙共紙。右上に「年号」、中央に打付書で「御日待人数扣帳」、左上に実施月日、左下に座元名を記す。寸法、縦30糎×横

13糎の長帳。1年分が2～3丁、保存状態があまりよくないが、最も古いと思われる表紙(破損)には享保の年号が見える。年号の記入のないものもあるが、十二支などより確定できるのは江戸時代宝暦元年(1751)からであり、現在も引き継がれて行われているが、途中嘉永3年(1857)より明治4年(1871)までの記録が消失している。

利光家の史料の様式も麻生家のものとほぼ同じであり、寛政4年(1792)に始まり、(欠落享和期、文化後年、文政期)昭和29年(1954)までのものがある。

*別府大学文学部史学科

以下、麻生家の史料を(-)、利光家の史料を(=)



として示すこととする。

1 史料の形式

- (一)はまず参加者名が記されている。
- (二)はそれが奥に記されている。

次いで(一)の江戸時代については、役割分担が記されている。

一例を次に示す。

弘化2年(1845)巳10月10日

金方	2人
平	2人
かま内	1人
外	1人
水方	5人
ふろ方	1人
椀方	2人
すあえ	1人
中もり	2人
かやく	1人
総世話	1人
	19人

中もり (こんにやく白あえ)
 すあえ (大根なます)
 かやく

後になって「汁」などがみえる。

(二)のほうは、天保12年に献立があり、つぎのようなものである。

一汁四菜
 御飯

汁

中献 こんにやくしらあえ

坪

平 けんちゃん

両者ともほぼ同じ献立で、けんちん(けんちゃん)、こんにやく白あえは当時のハレ食に広く用いられていたと考えられる。

次に購入物品とその値段が記され、入用経費の総額および1戸あたりの経費となっている。

その他、時折(二)にはその年についての覚書きが見られる。例えば道普請(嘉永7)、参加者に関する死亡記事(安政4)、物価値上げ(安政5)、水害(文久3)(明治15, 24, 35, 44)(昭和28)、米不作(元治1)(慶応1)、戦争(明治27)芝居(明治26, 31)、天皇崩御(大正1)行事の規模縮小(大正5)、年中行事(昭和8)、物品統制(昭和15)などについてである。

2 内容について

イ 御日待講の起源について

御日待講は享保3年(1718)の『民間年中故事要言』¹⁾によれば、嵯峨天皇(786~842・即位809年)の時代に天照大神のお告げにより、如意ヶ嶽にて日高見宮を造って、魚肉を供え、別火して日待をされたのが起こりとされている。類似の行事に「月待」もあって、両者ともに深夜、未明を徹して夜籠りをし、集団礼拝と会食をし

ていたようである。

起源は嵯峨天皇の頃とはいえ、これが一般に広まったのは元禄時代ごろのようで、『和訓栞』には「10月15日、今日御日待、例年なりと見ゆ。上世はなし。中世以来…」とある。

『日本社会民俗辞典』²⁾には、1月、5月、9月の15日とされており(17日の例もある)、いずれも10月15日という日があげられているが、月見と同様、満月の夜の行事で、地方によっては固定のものではなかったともいわれている。『竹田市史』³⁾によれば、ほとんどの例が豊作祈願の祭りで、太陽に感謝するのだとされている。竹田周辺では、第二次世界大戦前までは実施していた地域も多い。

大分の2地区の御日待の実施日は、明治14年(1881)以前は、旧暦によって行われていたようであるが、明治5年、太陽暦の実施によって10月15日に行われるようになり、明治43年以降は、ほとんど10月15日に行われている。

ロ 全国における普及状況について

江戸末期(文化12~13年ごろ)全国20カ所を調査した『諸国風俗問状答』⁴⁾によれば、日待を実施しているのは11カ所、類似の巳待、月待を実施している所を加えれば13カ所で調査カ所の約2/3で実施されていたことになる。この調査は庄屋クラスに対して行われたものである。その結果を表1に示す。

表1-1 諸国風俗問状答にみえる御日待(文化末年頃の調査)

地名	形式	食品
1. 陸奥国白川領	農家にて村々ごと	飯、油揚、切こんぶ 甲子に豆飯、豆腐汁
2. 出羽国秋田領	神宮、僧侶を招くもあり、念佛し明すもあり	酒盛り、禁酒、餅
3. 常陸国水戸領	—	—
4. 越後国長岡領	甲子に大黒、巳待に弁才天女、九頭龍権現を祭る	神酒、団子
5. 北越	甲子に大黒、庚申待には佛像、巳待は弁財天女	神酒、団子
6. 三河国吉田領	通例	通例
7. 伊勢国白子領	—	—
8. 大和国高取領	通例	豆腐田楽
9. 若狭国小濱領	通例	—
10. 近江国多羅尾村	—	—

表1-2

地名	形式	食品
11. 丹後国峯山領	正月17夜, 9月14日, 檀主登山	通例
12. 備後国福山領	寺院, 修験者の家に執行仕り参籠 俳階, 双六, かるたなど	赤豆飯, 豆腐, こんにゃく 供物, 御神酒, 燈明, 洗米, 七色菓子
13. 備後国深津郡本庄村	打寄りて夜食	
14. 備後国品治郡	寺院, 修験者方へ打寄り	酒, 茶飯
15. 備後国沼隅郡浦崎村	月待は寺山伏にて, 日待ちは不仕	
16. 紀伊国和歌山	定日なし	
17. 淡路国	通例	通例
18. 阿波国	打寄り饗宴	通例
19. 阿波国高河原村	—	
20. 肥後国天草郡	打寄りて夜食	通例

表2-1 日本庶民生活史料集成にみえる御日待 その1

文献名	年代	地域名	形式
1. 日次紀事	貞享2年頃(1685)	京都	1月15日, 9月15日, 10月15日
2. 年中重宝記	元禄6年(1693)	彦根	なし
3. 年中風俗考	元文4年(1739)		なし
4. 恵美草	文政13年(1830)	佐渡	なし
5. 増補日本年中行事大全	天保3年(1832)	京都, 伊勢, 江戸東北, 九州	なし
6. 会津風俗帳年中行事	貞享2年(1685)	福島	正月, 5月, 9月, 11月
7. 武蔵埼玉郡西袋村小沢氏年中行事	文化14年(1817)	埼玉	なし
8. 伊豆三宅島壬生家年中行事	不詳	伊豆七島	なし
9. 伊豆御蔵島年中行事	弘化3年(1846)	伊豆七島	なし
10. 下総松戸大谷口村大熊家	嘉永元年(1848)	千葉	なし
11. 三河国府村年内行事留	嘉永3年(1851)	愛知	なし
12. 飛弾船津町北沢家年中行事	慶応3年(1867)	岐阜	なし
13. 能登羽咋村松村家家訓年中行事	天保10年頃(1833)	石川	なし

また、『日本庶民生活史料集成』⁵⁾によれば, 全国31カ所の調査のうち6カ所で実施されているに過ぎない。その結果を表2に示す。

このように, 全国的に分布する御日待講が大分市郊外の2カ所において, 長年にわたって実施されていることは貴重なことといえるだろう。大分地方では, 県内の各地で行なわれてい

たようで、『大分市史』⁶⁾によれば, 杵築藩では正月14日と10月14日に「日待」をし, 福寿院へ出向くという記録も見られる。史料(→)では, 安政3年(1856)には御日待講に集まった人数が160人とあり, 近隣の者も集まったのかも知れない。また、『日本庶民生活史料集成』⁵⁾のなかの撰津八部郡白川村庄屋役年中諸用心得日記(宝暦

表 2-2

文 献 名	年 代	地 域 名	形 式
14. 加賀石川郡押野村農民 年中行事	文政10年(1827)	石川	なし
15. 「耕稼春秋」所収耕稼 年中行事	不詳		なし
16. 志摩安乗村頭屋年中行事	不詳	三重	なし
17. 河内三宅村橋本家伝 年中行事	享和3年(1803)	東大阪	なし
18. 摂津八部郡白川村 庄屋役年中諸用心得日記	宝暦14年(1764)	大阪北部	正月23日, 5月, 9月
19. 備中川上郡平川年中家行録	文政2年(1855)	岡山	なし
20. 石見那賀郡岡本家年中行事		島根	1月, 日待のための餅, 太夫, 禅僧
21. 石見邑智郡市山村年中行事 庫下指南記	安永5年(1775)	島根	なし
22. 同 大色山年中行事	安政6年(1859)	島根	なし
23. 周防大島郡安下浦年中行事	嘉永4年(1851)	山口	なし
24. 讃岐藤村家年中事録	不詳	香川	1月14日 日待出勤
25. 対馬下県郡郷村年中行事	不詳	対馬	なし
26. 水戸歳時記	不詳	茨城	なし
27. 尾陽歳時記	天保15年(1844)	名古屋	なし
28. 歳時謾録	文化12年(1815)	新潟	なし
29. 芸州通志, 三原志稿	文政元年(1818)	広島	正月, 5月, 9月
30. 歳中行事記	文政2年(1819) 文政7年(1824)	京都	なし

14年・1764)には、次のような記録がみえる。

「5月御日待ハ、凡近年15・16日と相勤申事、
(中略)

未5月15日御日待賄注文写し後々為心得記

覚

- 1 あふら 3合 1 たうしん 1文
 1 かわらけ 大10 1 下のし 弍把
 1 どろめ 壹升 1 上茶 半斤
 1 くわしもの代 15文
 1 酒 5升

ハ 御日待講の様式について

参加者は(-), (二)ともその地区の或小字集落の
 家長が各戸から出席しており, (-)の場合は19戸,
 (二)の場合は7~9戸が集まっている。座元はその
 中を順送りしているため、書かれている氏名
 の順序は一定である。

役割分担が記されているのは(-)の安政3年以
 前についてで、当時水汲み、釜たきは重要な仕
 事であった。史料の欠落より後の明治5年
 (1872)以降には役割分担の記載は見えない。

ニ 購入物品および物価とその変遷について

史料(-)および(二)について、長期に亘って記録
 の見える品目名とその価格を表3, 表4に示す。
 史料(-), (二)に共通して記載されている品目は、
 あぶら、かみ、酒、とうふ、こんにやく、御布
 施の6項目である。

しかし、史料(-)は240年以前からの記録である
 ので、その中から米、しょうゆを合わせて記載
 した。

通貨の単位については、宝暦元年(1751)から
 寛政5年(1793)までは「文」、寛政9年(1797)
 から慶応3年(1867)は「文」と「匁」の混同、
 明治元年(1868)から明治8年(1875)には「匁」
 のみに、明治9年(1876)以降は「銭」、大正9

年(1920)に「円」がみえる。これは、日用品の購入についての当時の通貨単位と考えられる。明治ころから情報手段やその量も多く、正確になっているようであるが、明治4年(1871)新貨条例が公布され、新貨幣「円」「銭」が発行されてから後5年間も「匁」が使われていて、切り替えにかなりの年月を要したことがうかがえる。

個々の品目について見ると、あぶらについては食用であるのか灯火用であるのかはっきりしないが、(一)および(二)とも1回に1.5合ずつ購入している。大きく変動のあるのは、明和5年(1768)から同7年(1770)にかけて、寛政5年(1793)から9年(1797)にかけておよび元治・慶応ころである。寛政9年(1797)から天保11年(1840)までの43年間は価格が安定している。

酒については(一)の安政3年(1856)までは御神酒1升のみが記載されており、祈禱後それを飲んだのではないかと考えられ、神仏をまつる色彩が濃いようにみえる。史料(二)は寛政2年(1790)から記録があるが、酒は1回に3升前後用いられていて、親睦会の色彩が濃くなっている。史料(一)の明治10年以降は酒の量が増え、1回に2～5升程度用いられている。酒の価格は、寛政9年(1797)に急騰し、その後35年間値上がりなく天保4年(1833)に73%の値上がりがある。しかし、天保12年(1841)以降文久までは価格がやや下がっている。酒の価格は、その質によって上下があり、この記録においても「極上酒」などと書かれている場合もある。また、昭和に入って第二次世界大戦直後には、物資不足から焼酎が、同32年からの数年は合成酒という記載がある。

とうふについては、史料(一)の最初(1751)から天保3年(1832)までは1回に15丁購入されている。最も多いのは60丁(1876)とあってとうふは当時のハレ食にとって重要な食品であったことがわかる。とうふの価格は酒ほどの大きい値上がりはない。

こんにやくについては、(一)では文政以前は1回に5丁、その後10丁になり、最も多いのは40丁(1856)とある。こんにやくも、とうふ同様

重要な食品であったといえる。こんにやくの価格は、とうふに比べると値上がり率は低いようである。

しょうゆについては、史料(一)のみに見られる。しょうゆの価格は、宝暦時代は酒の価格とほぼ同じであるが、明和4年(1767)から酒の約2倍となっている。また、明治10年(1877)ごろからは2～3倍となっている。これは、相対的に酒の価格が上がったのであろうか。また、天保3年ごろまではしょうゆ1升はおよそ米1升到相当しているが、その後江戸末期までは米の方が高い。明治になってまた米とほぼ同じになり、第二次世界大戦直後は米の価格が急騰してしょうゆの2倍位になった事もある。しょうゆは記録の初期から購入されている。大分の歴史にはしょうゆは明治末期ごろから購入するようになったとされているが、県内にはしょうゆ製造者や価格についての記録があることからすると、もっと早くから商品として流通していたと考えられる。

米については、史料(一)のみ見える。安政3年(1856)までは、1回につき2～3升の米が用いられている。ところが、明治10年以降はその量が急増しており、最も多いのは4斗という記録も見える。これは、米の生産量が増え、各戸から持ち寄った米を講内の非生産者に売ったようで、その代金は御日待講の費用に充当されている。従って、大正6年(1917)は出費なしという年もある。この米の価格は内輪に対する売買なので必ずしも当時の米価を現していないかも知れない。江戸時代の米1升の価格はほぼ酒1.6～1.7升到相当し、明治期以降では2.4～3升となり、米の価値が上昇している。

他の品目として(一)には油、かみ、ごぼう、酢、御神酒、みそ、とうふ、醤油、こんにやく、御初穂、酒などで他に初期には茶、塩、たばこ、こんぶもみえる。明治10年(1877)からはさかな、もち米、ろうそくもみえる。同12年(1879)には砂糖が、同14年からは菓子もみえ、この頃から購入品目が多くなっている。明治11年にはちくわ、22年頃からしょうが、椎茸、32年からみかんも見える。大正12年には「町へ買い物」

という記載もある。また明治21・32・39年には浄瑠璃などもみられ、御日待講の行事が華やかになっていく様子がうかがえる。(二)には油、とうふ、こんにやく、御布施、かみ、酒とある。さかなは明治28年(1895)から、砂糖は大正2年(1913)からみえる。明治42年には琵琶ひきを呼んでおり、(一)と同様な傾向である。

ごぼうは古くから購入されているが、大野郡大形組上野村や国東の高田地区などで栽培されており、とくに高田のものは高田牛蒡として杵築藩の座物(藩の認可商品)指定して販売していたという記録もある。⁶⁾

御日待講1回につき1戸当たりの出費は、文化年間まではおよそ米5合程度の値段であるが、明治以降はそれぞれ別に米を持ち寄っているので、実際の出費はかなりのものになる。

武州生麦村の『関口日記』⁷⁾の文化4年(1807)には日待入用として1月19日76文、白米5合とあり、同年の大分の記録では1戸あたり32文となっており、この差は祭りの規模、物価の地域差などによるものであろう。

当時の生活を全国レベルとの関連を見るために、明治42年(1909)の例をあげる。

支出

酒	2本	87銭4厘
しょうゆ	3本	42銭
酢	2合	4銭
こんぶ	50匁	2銭
ちくわ	1本	6銭
さとう	5斤	55銭
こんにやく	10丁	10銭
さかな	カマス	68銭
めざし		2円94銭4厘
いな		15銭
とうふ	4丁	4銭
船賃		1銭
計		2円94銭4厘

払物(売ったもの)

ぬか		10銭
白米	1斗8升	2円34銭
しょうゆ	1本	11銭

総経費

計	2円55銭
	2円94銭4厘
	2円55銭
	<hr/> 計5円49銭4厘5
総経費1戸あたり	
	34銭3厘
実支出	
	2円94銭4厘
	<hr/> - 2円55銭
	39銭4厘
実支出1戸あたり	
	2銭5厘

これを、わが国最初の統計的実態調査とされている明治42年2月の「農業小作人工業労働者生計状況調査」⁸⁾と比較すると、農家5人家族の一カ月生計費は約19円で、1人1日あたり12銭7厘となり、今回の御日待講の総経費1戸あたり34銭3厘はかなり豪勢に行われていたことがわかる。

史料(一)の賀来屋舗地区は七搗いぐさを栽培しており、経済的にかなり恵まれていたものと推察される。

次に各地の物価の状況について、各種の文献より天保7年(1836)前後の米、醤油、油、酒、とうふ、こんにやくの価格をまとめ、表5に示す。

酒は1升といても、実質8合であったり⁹⁾、とうふやこんにやくは1丁の大きさが地域によって異なっていたり⁹⁾、品質の差が大きかったり、また、貨幣の単位が異なり匁と文、または藩ごとの紙幣(藩札)などの存在¹⁰⁾が厳密な比較を困難にしているが、一つの目安として参考にはなるものと考えられる。

米の価格は、大分賀来が高い他はほぼ同じで、当時の経済の中心であった米は全国的にみてもほぼ同じであったようである。醤油は1升買いの場合の差は少なく、大分県内の二カ所の値は近かった。油は上方と大分との差が見られた。とうふは、守貞漫稿(1853)⁹⁾によれば、1丁5文、こんにやくは京阪は1枚2文、江戸は8文

表3 賀来屋舗地区の御日待における物品購入の変遷 その1(江戸期)

	あぶら	かみ	酒	とうふ	こんにゃく	しょうゆ	米	御布施	1戸当たり
宝暦元年(1751)	45文	13文	60文	4文					
6 (1756)	42文	12文	60文	4文	2文	50文	40文	76文	27文
7 (1757)	48文			4文	2文	40文	45文	76文	24文
8 (1758)	42文	17文	60文	4文	2文	50文		76文	25文
明和元年(1764)	51文	15文	60文	4文	2文	50文	43文	一匁	33文
4 (1767)	45文	19文	100文	4文	2文	48文	43文	1匁	
5 (1768)	45文	19文	100文	4文	2文	50文	50文	1匁5	39文
7 (1770)	75文	13文	110文	5文	4文	50文	50文	1匁5	
天明4年(1784)	75文	24文	140文	5文	3文	60文			38文
5 (1785)	75文	24文	90文	5文	4文	67文		75文	42文
6 (1786)	75文	25文	140文	5文	4文	70文		75文	34文
7 (1787)	75文	25文	150文	5文	4文	70文	100文	1匁5	36文
寛政4年(1792)	75文	25文	150文	5文	4文	70文	70文	75文	
5 (1793)	75文	25文	130文	5文	4文	65文	90文	75文	
9 (1797)	1匁5分	5分	2匁6分	8分7厘	6厘	60文	60文	1匁5	
10 (1798)	1匁5分	5分	2匁6分	10分	6厘			1匁5	36文
11 (1799)	1匁5分	5分	2匁6分	10分	6厘		1匁3分	1匁5	
12 (1800)	1匁5分	5分	2匁6分	10分	6厘	8分7厘		1匁5	
享和元年(1801)	1匁5分	5分	2匁6分	10分	6厘		1匁3分	1匁5	5分8厘
文化2年(1805)	1匁5分	5分	2匁6分	10分	6厘			1匁5	
3 (1806)	1匁5分	5分	2匁6分	10分	6厘			1匁5	
4 (1807)	1匁5分	5分	3匁4分	10分	6厘	1匁3分		1匁5	32文
6 (1809)	1匁5分	5分	2匁6分	10分	6厘			1匁5	
7 (1810)	1匁5分	5分	2匁6分	10分	6厘	1匁3分		1匁5	30文
8 (1811)	1匁2分	5分	2匁	10分	6厘	1匁2分		1匁5	34文
9 (1812)	1匁2分	5分	2匁6分	10分	6厘	1匁3分	1匁3分5	1匁5	30文
10 (1813)	1匁2分	5分	2匁6分	10分	6厘	1匁3分	1匁2分	1匁5	29文
11 (1814)	1匁2分	5分	2匁6分	10分	6厘	1匁3分	1匁2分	1匁5	
12 (1815)	1匁2分	5分	2匁6分	10分	6厘	1匁3分	1匁2分	1匁5	30文
13 (1816)	1匁2分	5分	2匁6分	10分	6厘	1匁3分	1匁2分	1匁5	6分9厘
14 (1817)	1匁2分	5分	2匁6分	10分	6厘	1匁3分		1匁5	6分
文政元年(1818)	1匁2分	5分	2匁6分	10分	6厘	1匁3分		1匁5	6分
2 (1819)	1匁2分	5分	2匁6分	10分	6厘	1匁3分		1匁5	6分
3 (1820)	1匁2分	5分	2匁6分	10分	6厘	1匁3分		1匁5	2分
4 (1821)	1匁2分	5分	2匁6分	10分	6厘	1匁3分		1匁5	
5 (1822)	1匁2分	5分	2匁6分	10分	6厘			1匁5	6分
6 (1823)	1匁2分	5分	2匁6分	10分	6厘	1匁3分			5分
7 (1824)	1匁2分	5分	2匁6分	10分	6厘	1匁3分		1匁5	2分1厘
8 (1825)	1匁2分	5分	2匁6分	10分	6厘	1匁3分		1匁5	2分1厘
9 (1826)	1匁2分	5分	2匁6分	10分	6厘	1匁3分		1匁5	
10 (1827)	1匁2分	5分	2匁6分	10分	6厘			1匁5	5分2厘
11 (1828)	1匁2分	5分	2匁6分	10分	6厘	1匁3分	1匁5分	1匁5	7分
12 (1829)	1匁2分	5分	2匁6分	10分	6厘	1匁3分	1匁5分	1匁5	5分
天保元年(1830)	1匁2分	5分	2匁6分	10分	6厘	1匁3分	1匁5分	1匁5	2分
2 (1831)	1匁2分	5分	2匁6分	10分	6厘	1匁3分	1匁5分	1匁5	
3 (1832)	1匁2分	5分	2匁6分	10分	6厘	1匁3分	1匁5分	1匁5	
4 (1833)	1匁5分	1匁3分	4匁5分	12	1分	1匁3分	1匁5分	1匁5	2分1厘
5 (1834)	1匁5分	1匁3分	4匁5分	12	1分	1匁8分	2匁6分	1匁5	8分
6 (1835)	1匁5分	1匁3分	4匁5分	12	1分	1匁8分	2匁6分	1匁5	8分
7 (1836)	101文	75文		12	1分	1匁8分	2匁6分	1匁5	7分4厘
8 (1837)	1匁5分	1匁3分	4匁5分	12	1分	180文		1匁5	8分

表4 賀来屋舗地区の御日待における物品購入の変遷 その2 (明治以降)

	あぶら	かみ	酒	とうふ	こんにやく	しょうゆ	米	御布施	1戸当たり
明治元年(1868)	* 6匁3分	* 2匁	* 1貫200文	* 9文	* 4分			* 5匁	* 5匁77
2 (1869)	* 11匁5分5	* 3匁	* 12匁3分	* 1匁	* 5分			* 6匁	* 8匁7
3 (1870)	* 10匁7分	* 3匁	* 21匁2分	* 1匁	* 5分			* 6匁	* 8匁73
4 (1871)	? 9匁3分	* 3匁	* 21匁	* 9分	* 8分			* 8匁	* 6匁8
5 (1872)	* 12匁	* 3匁	* 18匁	* 1匁	* 7分			* 8匁	* 6匁15
6 (1873)	* 9匁4分5	* 4匁	* 12匁5分	* 8分	* 7分			* 10匁3分	* 6匁8
7 (1874)	* 6匁6	* 5匁	* 22匁	* 8分	* 8分			* 10匁	* 9匁3
8 (1875)	* 6匁	* 5匁	* 22匁7分	* 5厘				* 10匁	* 9匁65
9 (1876)	* 3銭7厘5	* 2銭5厘	* 7.5銭	* 5厘	* 4厘			* 7銭	* 4銭4
10 (1877)	* 6銭	* 3銭	13銭	* 6厘	4厘			* 10銭5厘	3銭3
11 (1878)	* 5銭2厘5	* 4銭	12銭	* 8厘	4厘	3銭5厘	5銭5厘	* 13銭2厘	5銭
12 (1879)	* 5銭7厘	* 4銭	18銭	7厘	5厘	3銭7厘	5銭5厘	* 15銭4厘	7銭
13 (1880)	以下なし	3銭8	21銭	8厘	6厘	3銭7厘	10銭	10銭	5銭3
14 (1881)		3銭5	21銭	1銭	5厘	6銭3厘	11銭		9銭3
15 (1882)		3銭5	19銭	1銭	5厘	3銭5厘		10銭	8銭
16 (1883)		3銭	14.5銭	8厘		6銭1厘			6銭
17 (1884)		3銭	10銭	6厘	5厘	4銭		10銭	2銭3
18 (1885)		以下不詳	12銭	6厘	5厘			10銭	4銭3
19 (1886)			12.3銭	6厘	5厘	6銭		10銭	5銭2
20 (1887)			12銭	5.2厘	5厘	8銭		10銭	6銭
21 (1888)			13.5銭	5厘	4厘	10銭	5銭	10銭	10銭
22 (1889)			10.8銭		4厘	10銭	4銭1厘	10銭	10銭8
23 (1890)			25銭	6厘	4厘	10銭	8銭	10銭	6銭9
24 (1891)			16銭	3.8厘	5厘	8銭	5銭6厘	10銭	2銭4
25 (1892)			16.5銭	6厘	4厘	11.2銭	7銭2厘	10銭	4銭8
26 (1893)			14銭	7厘	5厘	10銭	8銭	10銭	3銭
27 (1894)				7厘	5厘	10銭7厘	9銭	10銭	4銭9
28 (1895)			17.5銭	8厘	5厘	11銭	9銭	10銭	8銭4
29 (1896)			20銭	7厘		12銭	9銭	10銭	6銭8
30 (1897)			25.7銭	1銭	5厘	13銭		15銭	6銭5
31 (1898)			30銭	7.7厘	4厘				7銭3
32 (1899)			23.3銭	1銭	9.3厘	12銭	12銭3厘	10銭	9銭7
33 (1900)			30銭		1銭	12銭	10銭	10銭	7銭4
34 (1901)			31銭	1銭	1銭	12銭7厘	13銭	10銭	3銭6
35 (1902)			35銭	1銭	1銭	18銭	7銭4厘	10銭	2銭5
36 (1903)			32銭	1銭	1銭	10銭6厘		10銭	7銭1
37 (1904)			33銭	1銭	1銭	10銭		10銭	10銭4
38 (1905)			40銭	1銭2厘	1銭	12銭	13銭5厘	10銭	1銭5
39 (1906)			38銭	1銭		13銭	13銭5厘	10銭	10銭
40 (1907)			43銭	1銭	1銭	19銭	16銭	15銭	1銭5
41 (1908)				1銭	1銭	18銭	18銭	15銭	4銭
42 (1909)			44銭	1銭	1銭	14銭3厘	16銭		2銭5
43 (1910)			40銭	1銭	1銭	14銭	13銭	15銭	9銭5
44 (1911)			42銭	1銭		20銭	16銭		
大正元年(1912)			46銭			25銭	20銭	20銭	6銭
2 (1913)			42銭		1銭	20銭	20銭	20銭	1銭5
3 (1914)			52銭	1銭5厘	1銭	16銭6厘	20銭	20銭	17銭
4 (1915)			46銭	1銭5厘	1銭	23銭		15銭	
5 (1916)			47銭	1銭	1銭	25銭	12銭	15銭	25銭
6 (1917)			51銭		1銭		15銭	15銭	
7 (1918)							25銭		

とあって「こんにゃくは田舎がよし」と書かれている。これらの事から、全体的にみてかなり地域が離れていても物価の差は大きくなかったものと考えられる。

ホ ハレ食の変化

大塚氏は明治期の地神講の食べ物として、次のような例をあげている¹¹⁾。

横浜市緑区元石川町中村

- 1 茶椀 米飯
- 1 平椀 けんちん(ゴボウ, 人参, 豆腐)
- 1 汁椀 味噌汁

大分では明治以前の(-)の場合、副食として用いられたと推定される購入食品はごぼう、酢、みそ、とうふ、醤油、こんぶ、こんにゃくでハレ食とはいえ、海からかなり離れていることもあって魚も用いられておらず、季節の野菜を加えた精進料理であった。

副食の主材料は豆腐のようで、1回の購入数量はほとんど15丁で、一人あたり2/3丁程度を用いたことになる。豆腐の購入量が減るのは

明治36年以降で、このころから魚などが加わったことで、献立内容が変化したと考えられる。

大塚氏は岩手県二戸市福岡町の普通農家の結婚披露宴の献立(明治32年)として飯を除いて11皿の副食の例をあげているが、海から遠い山村にもかかわらず5種の魚を用いており、豪華なものである。

大分の(-)の場合、魚が初見されるのは明治10年で、魚種がはっきりしているものをみると、あゆが最も多く用いられ、1回に82匹という年もある(明治19年)。他の魚としてはカツオ、ブリ、イナ、たい、マグロ、さば、あじなど各種用いられている。

また、ちくわ・かまぼこなどの練り製品は明治22年ごろからはほぼ毎年用いられている。

砂糖が見られるようになるのは明治21年からで、これはぜんざいが作られていたためと屋舗地区の古老は話している。

餅をつくようになるのは明治10年からで、ちょうど史料の欠落している16年の間に、社会、経済が大きく変り、食生活も著しい変化があっ

表5 天保7年(1836)前後の物価比較

	米(1升)	醤油(1升)	油(1升)	酒(1升)	とうふ(1丁)	こんにゃく(1枚)
大分賀来 杵築 ¹²⁾	2匁6分 1匁6分	1匁8分 上1.2~1.6匁	6匁7分	4匁5分 2匁4分 ~2匁8分	9文(1837)	1分
門司 ¹³⁾ 生麦 ⁷⁾	1匁6分	(1樽750文) (1821)	7匁1分		8文(1806)	3文 4~5文 (1814)
京都 ¹⁴⁾	1匁~1匁3分	(1斗78~80匁)	3匁6分	(1石 133~138匁)		
江戸 ¹⁴⁾	1匁2分~2匁	(1斗76~85匁)	4匁5分	(1石 176~205匁)		
物価書上 ¹⁵⁾		下り極上 190文 上 188文 中 132文 下 80文		極上 236 2文 上 181 文 中 148 文 下 124 文		

たようである。この間の記録は(二)を参考とした。

江戸時代には度重なる奢侈禁止令が出されている⁶¹⁾¹¹⁾¹⁶⁾。この史料の前後に出されたものを見ると、享保6年(1721)、天明9年(1789)、天保9年(1838)、同12年(1841)その他儉約令もたびたび出されている。大分市史⁶⁾によれば、寛政4年(1792)府内藩では「五人組割方心得の事」を布令して農民の生活統制を行っている。また庄内の麻生家の史料では天保改革に関わる儉約令としての達しのなかで、「日待、甲子、庚申講などの寄り合いに、酒、飯、菓子を出すことは固く禁止」とある。また『銀台遺事』には、天明のころ肥後の細川重賢は「年始五節句其外祝事には、一類中集会候とも吸物、肴二種、料理は一汁二菜を限り、酒宴は長ぜざる様致さるべき事」とあって各方面から統制をしようとした。

しかし、今回の史料では、生活統制の影響はほとんど見られず、毎年御日待講が実施されているということは情報が末端まで徹底していなかったとも考えられる。

へ その他の記録

史料(一)に「麻生」の姓が見えるのは弘化3年(1846)である。史料(二)は嘉永6年(1858)から見えている。

肉が見えるのは昭和24年(1949)であり、このころから肉食が入り始めたようである。

おわりに

記録は、和紙を半分に折って書かれているが、昭和22年ごろはざら紙の裏にかかれていたりして、逼迫した当時をしのばせる。

最近の記録は、細かな購入品目がなくスーパーのレシートが添付されていたりするが、時代の流れとはいえ残念なことである。

第二次世界大戦後、特に昭和30年からの高度経済成長以降、社会が大きく変化し、核家族化

が進んでいった中であって、現在まで御日待講が伝承されていることは大分の文化の継承という観点からその意義は大きいといえる。

稿を終えるにあたり、資料をご提供くださった麻生家、利光家に深謝します。

本研究の要旨は、昭和63年度日本家政学会九州支部総会に於て発表した。

本研究の要旨は、昭和63年度日本家政学会九州支部総会に於て発表した。

引用文献

- 1 民間年中故事要言 巻七 (1718)
- 2 日本社会民族事典 3 誠文堂新光社 (1957)
- 3 竹田市史 竹田市史刊行会 (1987)
- 4 中山太郎 丹後史料叢書 二 (1942)
- 5 日本庶民生活史料集成 第23巻 三一書房(1981)
- 6 大分市史刊行会 大分市史 中 (1988)
- 7 横浜市文化財研究調査会 関口日記 第八巻 (1976)
- 8 相原茂・鮫島龍行 統計日本経済 経済学全集28 築摩書房 (1971)
- 9 喜多川守貞 類聚近世日本風俗史 榎本書房 (1927)
- 10 後藤重巳・豊田寛三 大分の歴史 7 大分合同新聞社 (1979)
- 11 大塚力 食の近代史 第三版 教育社 (1986)
- 12 杵築郷土史研究会 杵築藩町人の生活 6 (1977)
- 13 国書刊行会 門司郷土叢書 第二巻 (1981)
- 14 日本学術振興会 近世後期における主要物価の動態 (1952)
- 15 物価書上 三井文庫 (1842)
- 16 児玉幸多 近世農民生活史 第19刷 吉川弘文館 (1975)